

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第41号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則（昭和23年鳥取県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県消費生活協同組合法施行細則</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）</u>、<u>消費生活協同組合法施行令（平成19年政令第373号）及び消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第1号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（総会に関する届出）</u></p> <p><u>第2条 略</u></p> <p><u>2 前項の場合において、法第40条第1項第4号及び第5号に掲げる事項を議決したときは、当該議決を証する書類を添付して届け出なければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>消費生活協同組合法施行細則</u></p> <p><u>（総会に関する届出）</u></p> <p><u>第1条 略</u></p> <p><u>2 前項の場合において消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）第43条第1項第4号、第5号及び第8号に掲げる事項を議決したときは、当該議決を証する書類を添付して届け出なければならない。</u></p> <p><u>第2条 削除</u></p> <p><u>（自治監査）</u></p> <p><u>第3条 監事は、少くとも毎事業年度2回組合の財産又は業務の執行状況を監査しなければならない。</u></p>

(事務引継)

第3条 組合は、組合を代表する理事又は常務に従事する理事を更迭したときは、監事が立会の上で事務引継を行い、その引継書を主たる事務所に備え置かなければならない。

(諸届)

第4条 組合は、次に掲げる場合には、遅滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、第5号から第11号までのいずれかに該当するときは、その該当するに至った理由を記載しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 法第33条第1項又は第35条第2項の規定による請求があったとき。

(10) 役員を責任を追求する訴えの提起の請求を受けたとき。

(11) 次に掲げる訴えを提起されたとき。

ア 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

イ 出資一口の金額の減少の無効の訴え

ウ 創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

エ 設立の無効の訴え

オ 合併の無効の訴え

附 則

(事務引継)

第4条 組合を代表する理事又は常務に従事する理事が更迭したときは、監事立会の上で事務引継を行い、その引継書を主たる事務所に備え置かなければならない。

(諸届)

第5条 組合は、次の場合において、遅滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、第6号から第10号までの場合はその理由を記載しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 事務所の変更のあったとき。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 法第35条第2項又は第41条第1項の規定による請求があったとき。

第6条 削除

附 則

第7条 本則は、法施行の日からこれを施行する。

第8条 産業組合法施行細則はこれを廃止する。

法施行の際現に産業組合又は産業組合連合会については、産業組合法施行細則は、本則施行後でもなおその効力を有する。

第9条 産業組合が法第104条の規定により、消費生

- 1 本則は、法施行の日からこれを施行する。
- 2 産業組合法施行細則は、これを廃止する。
- 3 法施行の際現に存する産業組合又は産業組合連合会については、産業組合法施行細則は、本則施行後においてもなおその効力を有する。
- 4 産業組合が法第104条の規定による消費生活協同組合への組織変更の手續を終了したときは、その組合は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

活協同組合へ組織変更の手續を終ったときは、その組合は直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。